

うるま市監査委員告示第 2 号

令和 3 年度定例監査の結果に対する改善措置の公表について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき通知があったので、同条同項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 6 月 2 0 日

うるま市監査委員

沢 紙 孝 盛



うるま市監査委員

豊 濱 光 則



うるま市監査委員

伊 波 良 明



令和3年度 定例監査の結果に関する報告への措置状況について

項目	報告事項	講じた措置	回答課
(1) 共通事項			
	○受益者負担のあり方について		
1	公共施設の使用料は、人件費及び需用費等のランニングコストに施設面積や使用時間等を考慮して設定されている。しかしながら、受益者負担とされる冷房使用料や設備使用料を正当な根拠がないまま減免されている事例が確認された。 令和元年8月30日の行政改革推進本部で決定された「受益者負担の適正化に関する基本方針」において、施設等の使用料の減免についての考え方が、次のとおり示されている。 ① 減免の適用を行う場合においても施設等の使用に伴う冷暖房料金等（光熱水費）の実費部分については、徴収すべきものとします。 ② 行事の共催、後援等に関する減免についても受益者負担の公平性・公正性の確保に努め、規程や取扱要綱に基づき、真にやむを得ないものに限定します。 ③ 例外規定として定められている「市長（教育長・教育委員会）が特に認めるもの」は、公平性を欠く恐れから市民に不信感を与えるだけでなく、一度認めた場合は特権的に再度減免を求められることが考えられるため、原則として設定しない。 各施設の使用料に関する減免条項が、当該条項の上位規定及び「受益者負担の適正化に関する基本方針」に則り正当に定められているかについて、今一度確認し必要に応じて適切に対処されたい。	定例監査より受けた指摘事項について、7課、42施設へ現状の減免適用などの運用状況の調査を行いました。（調査結果については下記参照） - 施設・電気使用料の徴収規則がある施設42件うち電気使用料の徴収規則のある施設35件、電気使用料の徴収規則の無い施設7件 - 施設の減免規定のある施設42件うち電気使用料の減免規定のある施設3件 - 減免している施設42件、うち電気使用料を減免している施設7件 今回の調査結果を踏まえ、減免等について不備がある施設に対し、「受益者負担の適正化に関する基本方針」に沿った適切な運用がなされるよう、規則等の整備を含め指導を行ってまいります。	財務政策課
	○契約事務について		
2	令和2年4月に施行された改正後の民法により、かし担保の要件が追完請求権、代金減額請求権を認めたいわゆる『契約不適合責任』へ改められたにも関わらず、うるま市契約規則（以下「契約規則」という。）第11条第1項第10号は「かし担保責任」のままとなっている。市と民間が取り交わす契約については民法の定めによることとされており、同法が改正された場合は関連する市の契約事務に関する各規程（「契約規則」や「契約約款」等）も必要に応じて再確認し適切に対処されたい。	令和2年4月1日からの民法の改正により、契約に係る内容が改められた。先に国の約款、次に沖縄県の約款が改正され、それに併せて本市における4つの約款（工事R2.5.1改正・土木設計R3.6.1改正・建築設計R3.11.1改正・工事監理R3.11.1）も順次改正を行ったが、政令で定められた契約規則については、民法改正の一文以外にも改める箇所を検討する必要があったため、時間を要しましたが、令和4年4月1日施行で改正を完成させております。	検査課

項目	報告事項	講じた措置	回答課
	○随意契約の契約相手方の決定方法について		
3	随意契約において2社が同額で最低額を提示した事例があり、仕様書にも契約相手方の決定方法が明記されておらず、入札に準じて「くじ」引きを行い決定されていた。契約規則等で透明性を確保し公正・公平に契約相手を決定する方法を定める必要がある。	随意契約においては、契約担当者が2人以上の者から見積書を徴したときに同額の者が2人以上あるときは、現行法上明らかでないのでその扱いは契約担当者の判断に委ねられ、公正を期するため競争入札の場合に準じてくじで決めることにするか、又は同額の見積りをした者から再度見積書を提出させることが、その具体的な事例からみて契約手続の公正性、契約内容の経済性を満足させるものであればこの方法によることも可能であると考えられる。 以上のことを踏まえ令和4年4月改正を行った随意契約ガイドライン第7見積依頼4同価格の見積書について追記しております 《参考》 自治法施行令167条の9で競争入札で落札となるべき同額の入札をしたものが二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定しなければならないと定められていることを踏まえ、うるま市競争契約入札心得規程第10条第1項で定めております。	検査課
	○時間外勤務について		
4	時間外勤務について、平日においては時間外勤務手当の申請及び支払いが適切に行われず、また休日勤務においても代休処理がされていないことから、いわゆる「サービス残業」となっている勤務実態が確認された。	時間外勤務手当については、サービス残業などの不適切な事例が生じないよう適切な予算措置を取る方針としており、今後も引き続き、当該部署及び関係部署との情報共有、調整を適時対処してまいります。	職員課
5	また、出退勤システムから職員の時間外在庁時間について確認した結果、新型コロナウイルス感染防止対策に関する業務も一因と史料されるが、25人の時間外在庁時間が年間720時間を超えており、長時間労働が一部の職員に偏っていることもうかがわれた。令和3年11月1日施行の「うるま市職員の時間外勤務に関する規程」には、「時間外勤務の削減」や「職員の健康への配慮」、「時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証」に関する規定が定められており、これらの規定の趣旨を踏まえ適切に対応されたい。	・令和3年度における時間外在庁時間の調査を行いました。（令和4年5月） ・令和3年度における時間外勤務の調査を行いました。（令和4年5月） ・うるま市職員の時間外勤務に関する規程（以下「時間外規程」という。）に基づき、他律的業務の比率が高い部署の申請等について、適正に運用するよう通知しました。（令和4年4月） ・特例業務及び所定の時間を超えた時間外勤務について、報告書の提出を促します。（6月末までに実施予定） ・時間外規程の規定を超えた時間外勤務を行った者について、産業医の面談を設定いたします。（令和4年6月に3名面談予定。）	職員課

項目	報告事項	講じた措置	回答課
	○文書について		
6	文書の起案は、所定の決裁権者が当該起案内容を明確に理解できるように作成しなければならないが、記載内容が不十分なまま決裁されている事例が散見された。文書の「起案」・「決裁」が適時適切に行われるよう努めていただきたい。なお、市文書管理システムには起案の内容ごとに文例が整理されており、適切かつ効率的な文書作成に広く活用していただきたい。	文書の起案については、うるま市文書取扱規程（平成17年うるま市訓令第7号）第17条に起案文書の作成要領が規定されているところ。当該規定を踏まえ、起案文書を作成する際の留意点等について起案者や上司がチェックできるよう、チェック項目も含めた資料を作成し、令和4年5月20日付けで職員に対し周知いたしました。 周知方法は、各課室等の長及び課代表アドレス宛に周知文書及び関係資料をメールし、かつ、インフォメーションにも掲載しております。インフォメーションの掲載だけでは、不十分な可能性もあるため、メールでは各課室等の長から課室等内の職員（会計年度任用職員を含む。）全員に周知するよう通知済みです。 また、今回周知した資料には、文書管理システムにおいて設定されている起案本文の共通文例の確認の仕方も挙げており、当該システムをより良く活用し起案文書が作成できるよう紹介しております。	総務課
7	文書の管理については「うるま市文書取扱規程」に規定されているとおり、主管課長の指示に従い文書主任及び文書副主任が整理することとなっているが、文書の保存年限の誤りがあり適切な管理がなされていない事例があった。同規程を遵守し適切に文書を取り扱っていただきたい。	文書の保存年限については、うるま市文書取扱規程第41条に、保存年限の基準が規定されております。 保存年限の誤りが発生する要因としては、保存年限が確認できる資料として、標準ファイル名ごとにまとめられた「ファイル基準表（文書分類表）」を先に確認していることも想定されました。そこで、標準ファイル名が類似のものもあることから、保存年限を誤ったもので判断されることを防ぐため、保存年限を判断する際は、まずはうるま市文書取扱規程の保存年限の基準を先に確認するよう、職員に対し周知をおこないました。周知の時期及び方法は、項目6と同様です。	総務課
8	「うるま市教育委員会文書取扱規程」には文書主任を補佐する「文書副主任」の規定がない。教育委員会の場合、特に社会教育施設等の文書保管が適正に行われていない事例が散見されたことから、文書副主任の規定を検討されたい。	検討の結果「うるま市教育委員会文書取扱規程」に、文書副主任を規定する改正を行います。	教育総務課

項目	報告事項	講じた措置	回答課
	○契約期間を複数年度にすることについて		
9	保守委託等について、長期継続契約及び債務負担行為を適用した契約を締結しているものの、契約期間が単年度となっており、毎年度契約締結をしている事例を多数確認した。契約期間を複数年度にすることで、毎年度の契約事務が不要となることから、長期継続契約の要件を満たすものについては、積極的に活用することを検討されたい。	長期継続契約の事務取扱要領で長期継続契約の期間を設定する場合は、更なる経費の節減及びより良質なサービスを提供する者と契約を締結する必要性にかんがみ、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、最長5年の範囲内とし、契約に応じ適切な契約期間を設定するものとする。と明記されており、契約期間を見直す必要がある等の判断は契約担当者の判断となります。 以上の事を踏まえ、検査課では契約事務の執行について、インフォメーションによる案内や相談に対する助言等、資料や情報の共有を図ってまいります。	検査課
	○公共施設の予約方法について		
10	指定管理者が管理する社会体育施設の一部で電子申請を導入しているが、学校体育施設、生涯学習文化振興センター等の文化施設は、書類等（窓口、FAXまたはメール）での申請となっている。新型コロナウイルス感染防止対策及び市民サービス向上のため、市の全公共施設で書類等による申請に加え電子申請も可能となるよう検討していただきたい。	市公共施設の利用に係る電子申請導入については、うるま市DX推進方針を踏まえ、市民サービスの向上及び行政事務の効率化等を図る観点から計画的な検討を図ってまいります。	総務課、DX推進課、行政推進課
(2) 部課別事項			
【企画部】			
	○企画政策課		
1	島しょ地域地域おこし協力隊受入事業において、空き家対策や移住定住者の促進に取り組んでいるが、活動内容を記録する様式の整理が十分ではなく、また地域協力活動の内容も公表されていなかった。地域おこし協力隊の取り組みが把握できるよう様式を整理し、当該事業の成果を公表していただきたい。	活動内容の記録については、活動内容をより分かりやすく明記するために、施設使用状況・空き家調整項目・情報発信状況項目を追加する形で日報の様式変更を行っております。また月次報告・年次報告書による報告も導入し、取り組み内容の見える化を図りました。今後の活動内容については、適宜HPやSNSで情報発信を行っていきます。 これまでの地域おこし協力隊の取り組み内容及び成果についてはHPで公表しております。 (URL: https://www.city.uruma.lg.jp/shisei/160/2303/2305/18494)	企画政策課

項目	報告事項	講じた措置	回答課
	○プロジェクト推進1課		
2	普通財産である旧浜中学校敷地の電柱用地地下埋設物を、行政財産である道路の占用料を徴収する「うるま市道路占用料徴収条例」を根拠に全額免除していた。普通財産として「うるま市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に基づく減免を行う必要があった。	指摘に基づき、今後の契約に際して普通財産においては、「うるま市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」を根拠として減免を行います。	プロジェクト推進1課
	○情報課		
3	令和2年度基幹系業務端末機器（シンクライアント端末等）賃貸借契約の指名競争入札において、入札後に数量追加の変更契約を締結していた。数量変更は入札条件の変更にあたり、別途契約を締結する必要があった。	入札後の数量変更は入札条件の変更にあたることから、別途契約締結を行うなど適切な契約事務を行います。	DX推進課
	【総務部】		
	○職員課		
4	うるま市職員資格取得助成金の活用状況を確認したところ、主に一部の職種でしか活用されていなかった。令和2年12月に改訂された「うるま市人材育成基本方針」では、職員の自発的な取り組みをサポートするため、各種支援制度を充実させると明記されていることから、その周知を図る必要がある。	R4.4.28付インフォメーションにより、規定・過去の実績・活用例を周知を行いました。今後も毎年度周知するとともに、各研修等の機会に積極的活用を呼びかけてまいります。	職員課
	【市民部】		
	○市民課		
5	「うるま市自動車の臨時運行許可業務規程」第8条で規定された様式第3号「自動車臨時運航許可番号標台帳」の有無を確認したところ、同台帳が作成されておらず任意の様式で管理を行っていた。当該規程に基づく様式により管理されたい。	規定された様式で台帳作成いたしました。	市民課
6	うるま市中央図書館に設置された、マイナンバー対応証明発行マルチコピー機の1年間のリース費用は約160万円となっているが、証明書の交付件数は5ヵ月間で43件だった。設置の経緯について確認したところ、中央図書館に平良川出張所が置かれ窓口で証明書が交付されていたこと、コンビニ交付が普及しているものの近隣にコンビニがないことを理由としていた。しかしながら、23時まで対応しているコンビニ交付と比較して、中央図書館での証明書の交付は開館時間内に限られている。今後の設置継続については、費用対効果の観点から検討されたい。	今後の利用状況等により、設置継続の可否を検討してまいります。	市民課

項目	報告事項	講じた措置	回答課
7	法務局等から発出される戸籍関連文書について、市文書管理システムで収受し文書番号を取得後、戸籍関連台帳で別の文書番号を取得し管理を行っていた。文書の収発について国の検査対象となっているためとの説明であったが、二重に管理していることからどちらか一方での管理も検討されたい。	うるま市の文書管理システムにて入力し、同システムに入力したデータを利用して戸籍関連文書の収発とするよう運用を改めました。	市民課
○市民協働課			
8	準公金の経理事務において口座振替手数料を担当職員が立替払いをしていた。うるま市準公金取扱規程の目的に則り適正に事務を行う必要がある。	令和4年度より「うるま市準公金取扱規定」を遵守し、事務を執行します。	市民協働課
○環境課			
9	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約を締結する場合、契約規則第44条第2項第1号により契約方法等を事前公表し、同条第2号において相手方の名称等を事後公表することとされているが、事前公表の段階で契約者名が公表され、契約締結後の事後公表がなされていない事例を確認した。契約担当者の遵守事項を踏まえ適正な契約事務に努められたい。	この度の報告事項を踏まえ、今後（令和4年度以降）は適正な契約事務に努めてまいります。	環境課
10	粗大ごみ処理券及び指定ごみ袋の販売委託について、公金を私人に扱わせているが、うるま市会計規則第34条に基づく手続きがされておらず、また実績報告書と実際の在庫確認がなされていなかった。早急に対処されたい。	指定ごみ袋等販売に係るうるま市会計規則第34条に基づく手続きについては、2年毎に契約を実施（直近では、令和2年度末に令和3～4年度の契約）しているため、次回契約予定の今年度末から見直しを図ります。 また、粗大ごみ処理券の在庫については、令和4年4月初めに課長・係長・旧担当職員3名で確認をし、指定ごみ袋の在庫については、3指定店においてその都度確認し作成されている集計表等をもとに、今年度から在庫の確認をしてまいります。	環境課
11	ごみ収集運搬車の航送運賃を民間事業者と単価にて随意契約を締結しているが、年間の執行予定額では部長決裁となることを、単価契約の金額で判断したため課長決裁としていた。単価契約においては、年間執行予定額で決裁権者を決定すべきである。	令和3年度の同契約からは、年間の執行予定額をもとに部長決裁となっております。	環境課

項目	報告事項	講じた措置	回答課
【教育部】			
	○ 教育総務課		
12	うるま市立学校創立記念事業補助金について、補助対象経費の定めがなかった。また、交付申請書の添付書類である予算書の収入と支出が不一致のまま交付決定がなされた事例や、実績報告書の内訳に疑義があるにもかかわらず確定通知書が交付された事例を確認した。当該交付要綱に補助目的及び補助対象経費を明確に定める必要がある。	うるま市立学校創立記念事業補助金交付要綱の改正を行いました。施行日は、令和4年4月1日となっております。本改正によりご指摘のありました補助対象経費を定めました。また、事務処理の不備に関しては、執行管理体制の見直しを行い、うるま市補助金等交付規則やうるま市補助金制度に関する指針に基づき適切な管理運営に努めてまいります。	教育総務課
	○ 学校施設課		
13	学校敷地内で部活動等に使用するためとして、市の所有物ではないコンテナ等が設置されているが、うるま市立学校管理規則第37条に基づく使用許可の有無及び実態について把握していなかった。市の所有物でないことから、将来、当該コンテナ等の撤去を求めた場合の撤去費用の負担者や、事故が起こった場合の責任の所在などが懸念されるため、学校現場との意思疎通を図り、適正に対処されたい。	令和4年7月までに、スポーツ少年団・部活動等による倉庫等の設置及び使用に関するガイドラインを作成し、市内小中学校に周知を図ってまいります。今後は、倉庫等の設置及び使用について、継続的な実態把握に努めます。	教育施設課
14	学校施設の行政財産使用料の減免において、うるま市行政財産使用料条例施行規則第4条に規定のない減免決定がなされていた。減免の決定に当たっては、「受益者負担の原則」を踏まえ、当該減免の根拠規定に則り適切に対処されたい。	行政財産使用許可担当者に対し、うるま市行政財産使用料条例等に基づいて執行するよう注意喚起を実施いたしました。また、今後関係課からの調整により減免措置を行う場合は、理由書等の提出を求めてまいります。	教育施設課
15	学校敷地内の光ケーブル架線使用において、うるま市行政財産使用料条例により使用許可がなされていたにもかかわらず使用料が徴収されていなかった。適正な徴収事務を執行していただきたい。	行政財産使用許可担当者に対し、使用料の徴収を怠らないよう注意喚起を実施いたしました。また、当該未徴収使用料については、令和4年度の使用量徴収の際に徴収いたします。	教育施設課
	○ 生涯学習スポーツ振興課		
16	「平成27年度定例監査の結果に対する改善措置について」において、所属課職員がうるま市体育協会の事務局を兼任する場合は、うるま市職員服務規程第13条に基づき兼業許可の手続きを進めると報告されていたが、当該改善措置が課内で共有されておらず、兼業手続きがなされていなかった。公務員として営利企業等への従事等に制限が設けられていることを再認識していただきたい。	職員が体育協会事務局を兼務する場合は、うるま市職員服務規程第13条に基づく兼業許可の手続きを行い、人事異動に際しても必ず引継書に明記してまいります。 (※事務局長(生涯学習スポーツ振興課長)・副事務局長(生涯学習スポーツ振興課係長)の令和4年度分兼業許可申請は令和4年4月1日提出済)	生涯学習スポーツ振興課

項目	報告事項	講じた措置	回答課
17	うるま市学校夜間管理業務を単価にて随意契約を締結しているが、年間の執行予定額では部長決裁となることを、単価契約の金額で判断したため課長決裁としていた。単価契約においては、年間執行予定額で決裁権者を決定すべきである。	令和4年度契約締結にあたっては、部長決裁に改めました。	生涯学習スポーツ振興課
18	スポーツ団体育成と社会教育団体育成のための要綱を目的別に制定しているが、実績報告書の提出期限が会計年度終了後の4月末日となっているものや、変更申請及び変更決定の定めがなく、適切な規定となっていない。当該要綱の見直しを求める。	令和4年度分補助金交付から適用できるよう、要綱中「実績報告書の提出期限が会計年度終了後の4月末日となっているものや、変更申請及び変更決定の定めがなく、適切な規定となっていない」部分を改正いたします。	生涯学習スポーツ振興課
19	うるま市生涯スポーツ団体等補助金において、実績報告書の経費内訳が領収書等での確認がなされないまま、確定通知書が交付されていた。実績報告書の精査の結果、補助金の減額もあり得ることから、補助金の使途については領収書等、支払済であることを証する書類で確認しなければならない。	補助金の使途に係る領収書等の適切な精査事務に努めます。	生涯学習スポーツ振興課
20	体育施設は公用車も含めて、教育委員会からの補助執行により観光振興課の所管として指定管理者が管理を行っているが、指定管理者、生涯学習スポーツ振興課の双方が車両保険をかけていた。生涯学習スポーツ振興課は、保険解除の手続きを行う必要があった。	指定管理者管理の公用車車両保険について、二重保険加入を解消するため、教育総務課へ市有物件共済の解約手続きを行いました。	生涯学習スポーツ振興課
21	令和元年度にも指摘した事項であるが、今年度の監査でも、放課後子ども教室推進事業をうるま市PTA連合会へ委託しているにも関わらず準公金として市職員が経理事務を行っていた。PTA連合会と事業実施の在り方について協議中とのことであるが、早急に適切な対応を求める。	『令和4年度において経理事務移行のための実務調整を行い、令和5年度よりうるま市PTA連合会へ予算措置のうえ経理事務を移行する』との調整を行いました。	生涯学習スポーツ振興課
22	準公金としてうるま市スポーツ少年団の経理事務を行っているが、一部の領収書が確認できず、決算書と不一致になっており、適切な経理事務がなされていなかった。また、うるま市準公金取扱規程第12条に基づく所管部長への報告も確認できなかった。当該規程の遵守を求める。	領収書をはじめ、決算書の確認については、係長、課長によるチェックの下、適切な経理事務に努めます。また、うるま市準公金取扱規程を遵守し、同規程第12条に基づく所管部長への報告についても行ってまいります。	生涯学習スポーツ振興課

項目	報告事項	講じた措置	回答課
○	生涯学習文化振興センター		
23	「附属団体及び協力団体に関する内規」は、市民芸術劇場、石川会館及びきむたかホールの活性化を目的に定めたものとされているが、当該内規の内容は、教育委員会の自主事業に対する協力を条件に、教育委員会が承認した団体について、これらの施設の使用料を全額減免することができる規定となっている。このような使用料の減免は、減免に関する上位法規や市の「受益者負担の適正に関する基本方針」に反するものである。また、承認を得た団体についてはリハーサル室等の使用申請の受付期間についても「他の申請者よりも30日前から受け付けることができるものとする。」（第3条）と規定しているが、係る規定は法第244条（公の施設）所定の趣旨等に照らし著しく公平性を欠くものである。従って、当該内規の内容について、上位法規や「受益者負担の適正に関する基本方針」等に則り早急に対処されたい。	監査事務局からの指摘を受け内規の内容を精査したところ、ご指摘のとおり使用料の減免や優先使用申請は上位法規の規定と照らしても整合性に欠く内規であったため、令和4年3月28日付で本内規を廃止しました。また、これまでの減免分については、受益者負担等の観点からどのような清算方法が可能かを今後検討してまいります。	生涯学習文化振興センター
24	勝連地区公民館衛生管理業務の随意契約において、契約規則第44条第2項による契約締結前の事前公表と、締結後の事後公表が確認できなかった。契約規則を遵守されたい。	今後はうるま市契約規則の規定に基づき適切な事務処理を行います。	生涯学習文化振興センター
25	市民芸術劇場非常用発電機設備保守点検委託料において、特殊機材と資格者を保有しているとして1社に限定して随意契約を締結している。しかしながら、入札参加資格者登録名簿を確認したところ、複数の業者が対応可能であることが判明した。また、令和元年度、2年度、3年度の契約金額が年々増額となった理由を把握していなかった。随意契約は競争入札を原則とする契約の例外であり、その適用に当たっては、透明性、競争性及び公正性の確保の観点から適切に運用する必要がある。	非常用発電機の型式等を再度確認し、検査課へ登録があり対応可能な業者への発注を行います。	生涯学習文化振興センター
26	うるま市ジュニアオーケストラ補助金について、補助金交付の根拠とされる社会教育団体補助金交付要綱は、補助金交付申請書の提出期限が定められていないなど、適切な規定となっていない。疑義が生じないよう当該要綱を整備する必要がある。また、講師の源泉所得税を補助対象経費として実績報告がなされ確定通知書が交付されていた。「うるま市補助金制度に関する指針」で補助対象経費について、交際費等公益事業に直結しない経費については対象外と明記されている。補助金の原資は税金であることを踏まえ、実績報告書を再度精査し、適切に対処されたい。	新たに補助金交付要綱を整備し交付を行います。また、補助対象経費については事業費補助の原則を確認し、対象団体へ通知、指導します。なお、これまでの実績報告についても補助対象経費の内容に誤りはないかを再度精査いたします。	生涯学習文化振興センター

項目	報告事項	講じた措置	回答課
27	うるま市文化協会補助金交付要綱は、実績報告書の提出期限が会計年度終了後の4月末日となっている。また変更申請や変更決定の定めがなく規定内容が不十分である。当該要綱の見直しを求める。	要綱の改正を行います。	生涯学習文化振興センター
【指導部】			
○学務課			
28	各学校で管理している切手受払簿の年度末残高において、受払簿と実枚数との確認をしていなかった。切手が金券であると再認識し適切に管理を行う必要がある。また、うるま市立学校処務規程へ切手受払簿を帳簿として規定することで適切な管理が図れると史料する。	令和3年度より、学校において切手受払簿と実枚数の確認、学校長決裁後学務課へ提出としております。また、切手受払簿を帳簿として規定することにつきましては、今後、適切な管理が図れるよう検討してまいります。	学務課
29	教職員の集団検診委託料において、学校保健安全法施行規則第13条で規定された健康診断の必須項目とされる胃部エックス線及び胸部エックス線検査が、希望者のみとなっていた。教職員の心身の健康保持増進のため、法令で規定されたとおり必須項目とすべきである。	令和4年度から必須項目として検討します。	学務課
30	うるま市立小中学校消毒及び検温等支援事業補助金交付要綱第5条第1項で規定された需用費（消耗品）の限度額は130万円であるが、160万円余での実績報告がなされ、同条第2項で規定されている千円未満の端数処理がなされないまま、全額を補助対象経費とした確定通知書が交付されていた。また、確定金額を超えた補助金の返還手続き及び返還命令の通知がなされないまま戻入処理が行われていた。当該要綱に基づき適切に対処されたい。	限度額の増については、第5条第1項、別表の「その他教育長が認める経費」として判断しており、端数処理については、実費としての精算に対し、確定通知を交付した。令和3年度、第5条の字句修正をした。戻入処理については、令和2年度は伝票起票による戻入処理により返還手続き及び返還命令通知として処理したが、令和3年度は返還通知書を交付し適切に処理しました。	学務課
○学校給食センター			
31	ゴミ回収委託業務において、予定価格設定のための見積書が徴取されておらず、また設計書もないまま根拠のない減額で設定されていた。予定価格はその契約金額を決定する基準としてあらかじめ作成する見積価格であることから適切に作成されたい。	令和4年度ゴミ回収業務委託につきましては、関係業者より参考見積書の作成を依頼し、提出された見積額を精査し予定価格調書の作成を行いました。	学校給食センター